

質 問 者 木 村 公 雄

質 問 事 項	質 問 の 要 旨
1 災害時における町職員の対応に不安	最近の地球温暖化等による異常気象に伴う大雨降雨による水害、がけ崩れ等の大災害や、地震津波等の自然災害の多発により、住民の避難並びに援助活動の迅速化が求められています。
	住民の高齢率化並びに高齢者一人暮らし世帯の増加の高止まりする中、災害発生時の町職員による援助活動に対する期待はますます高まっています。
	女川町地域防災計画において災害時の職員の参集範囲が定められていますが、伺います。
	(1) 令和4年1月末現在における町職員（会計年度任用職員を除く。）のうち、町内、町外居住それぞれの職員数とその割合並びに管理職の町内、町外居住それぞれの職員数とその割合は。
	(2) 過去10年間ににおける非常（警戒）配備態勢を発令した年度ごとの回数と参集人数は。
	(3) 町職員の積極的な町内居住促進の具体策について。
	(質問の相手：町長・担当課長)

質 問 者 木 村 公 雄

質 問 事 項	質 問 の 要 旨
2 「ゆぼっぽ」の休業 原因の確定と営業再開 の時期	「ゆぼっぽ」は令和３年５月に発生した震度５
	弱の地震により被害を受け、約１０か月を経た現在
	でも原因の解明がなされず休業している状況であ
	り、それに伴う指定管理料の支払い、観光客の減
	少による売上げ減少並びに入湯税の減収等に対
	し、行政に対する町民の不信、不満がかつてない
	ほど厳しいものになっています。
	そこで伺います。
	（１）「ゆぼっぽ」再開までの見通しの経過と復
	旧に対し町が負担する金額は。
	（２）設計業者、建設業者、施工管理業者に対す
	る損害賠償責任の求め方は。
	（３）問題解決を長引かせた建設当初からの行政
	上の責任並びに約１０か月間温泉温浴施設を使
	用不能とした結果責任をどう受け止めますか。
	（質問の相手：町長・担当課長）